

建築士法第23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書

（第一面）

建築士法第23条の6の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。この報告書の記載事項は事実と相違ありません。

兵 庫 県 知 事 殿

令和 年 月 日

（ ） 建築士事務所 （ ） 知事登録 第 号

所在地

電 話

メールアドレス

@

建築士事務所の名称

開設者の氏名

事業年度 年 月 日～ 年 月 日

〔記入注意〕 建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名も併せて記載すること。

控えの必要のない方は1部、控えの必要な方は正副2部を持参又は郵送してください。

※ 副本を返送希望の場合返信用封筒を同封してください。

所属建築士名簿

氏名	一級建築士、 二級建築士 又は木造建 築士の別及 び管理建築 士である場 合にあって は、その旨	登録番号	登録を 受けた 都道府 県名 (二級 建築士 又は木 造建築 士の場 合)	建築士法 第 22 条 の 2 第 1 号から第 3 号まで に定める 講習のう ち直近の ものを受 けた年月 日	構造設計一 級建築士又 は設備設計 一級建築士 である場合 にあっては、 その旨	構造設計 一級建築 士証又設 備設計一 級建築士 証の交付 番号	建築士法 第 22 条の 2 第 4 号 及び第 5 号に定め る講習の うちそれ ぞれ直近 のものを受 けた年月 日
計 名					一級建築士		名
					二級建築士		名
					木造建築士		名
					構造設計一級建築士		名
					設備設計一級建築士		名

